

段を通じ、積極的な観光紹介宣伝を進め、本県観光イメージの向上をはかる。そしてこれは、地方色豊かな行事や祭り、地域の特性を象徴する味の観光、さらには、本県の特産的産業なども含めて、紹介宣伝につとめる。

(4) 観光地意識の高揚と防災体制の充実
紹介宣伝とともに、観光発展を期するには、訪れる人をして、暖かい心のふれ合いを感じさせる観光地でなければならぬ。このため、研修講習などを積極的にこなうとともに、県民の観光に対する意識の高揚につとめる。

(5) 開発と自然保護の調整
観光の開発には、民間の果たす役割はきわめて重要である。このため、積極的な民間の投資を促し、それぞれの観光地の開発をはかる。

なお、観光開発にあたっては、自然保護との調整を徹底し、自然保護区域と開発区域との地域区分を明確にし、秩序ある集約的な投資を促すこととする。

(6) 自然探勝施設の整備
天草島—宇土半島—金峰山—玉名—菊池地区—阿蘇スカイライン—阿蘇高原—矢部—五木—人吉地区を結ぶコースとして「自然探勝歩道」を整備し、九州における野外活動、自然探勝、歴史探訪の中心拠点とするほか、将来は、これを軸とした、九州自然探勝歩道の実現を期するものとする。

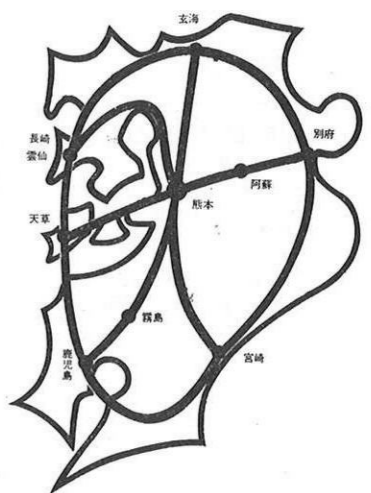
(2) 国立公園事業の推進
阿蘇国立公園計画の推進をはかるため、域内に集団施設地区と、園地、駐車場、ピクニック施設などの単独施設を設けるほか、県内を走る自然探勝歩道の一環として、阿蘇五岳、南外輪山から矢部地方に連絡する探勝歩道の設置をはかることとし、これらを国立公園事業としてすすめる。

(3) 高原観光地域の整備
外輪山原野に展開される高原畜産を観光と結びつけ、畜産農家の所得の増大にも資するため、高原農業開発の一環として進められる畜産総合開発センターの建設とあわせて、高原の特性を生かした観光牧場や園地、遊歩道を含むレクリエーション地区の造成を促し、新しい高原利用の観光形態の創造につとめる。

(4) 自然保護と開発調整
自然公園法による規制に基づく地域区分と、それぞれの地域内における各種の行為の許容基準を明確にするとともに、自然の変更を認めない保護を要する区域の買い上げなどについて、国の積極的な施策がはかれるよう要請する。

(5) 民間資本の活用
国民生活水準の向上と余暇時間の増

九州広域観光ルート



また、県民の保護レクリエーションおよび野外活動に資するため、「県民の森」の設定についても計画する。

第2節

高原観光地帯の形成

阿蘇のもつ雄大な景観と高原のひろびろとした空間を有機的にむすびつけ、開発することによって、わが国屈指の観光レクリエーション地帯を形成する。

そのため、阿蘇スカイラインや五岳および外輪山の一周コース、南阿蘇から登山

大にともない、セカンドハウスの需要増大傾向にみられ、別荘地の形成およびゴルフ場・ヘリポートなどの建設を促す。

第3節

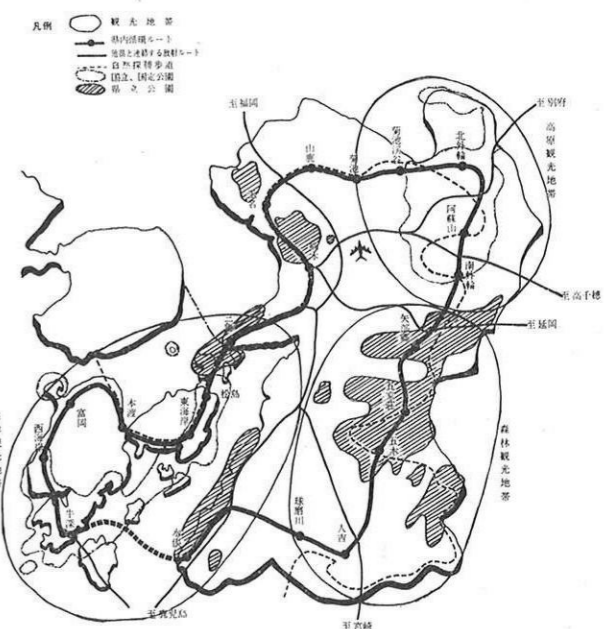
海洋観光地帯の形成

不知火海域総合開発計画の具体化をはかることにより、芦北海岸および天草諸島の魅力的な海岸美と海洋資源を十分に活用し、この地域を大規模な海のスポーツレクリエーション基地として開発する。

そのため、沿岸をめぐる周遊道路を整備するほか、適地にモーターボートやヨットハーバー、フィッシングセンター、海水浴場など海の利用施設や宿泊施設を整備するとともに、海中公園の建設を推進する。

(1) 交通基盤の整備
天草における国道二六六号の本渡—牛深間の整備、本渡から富岡へ至る国道三二四号の整備などをはじめとする主要道路の整備をすすめる、島内全域を結ぶいわゆる「8の字周遊ルート」を

図1 観光開発構想図



道路など観光ルートの開発をすすめるほか、高原別荘村、レジャーランド・ゴルフ場・観光牧場など高原を楽しむ施設の整備を促進する。

(1) 周遊ルートなどの形成
地域内の観光ルートを整備し、各地の関連性を高めるため、城北開発横断道路など主要道路の整備をはじめ、すでに建設が計画されている菊池阿蘇有料道路(阿蘇スカイライン)の建設の促進、および南阿蘇の観光のいっそうの振興を促すため、南郷谷から五岳を経て阿蘇谷に至る登山有料観光道路

形成する。また不知火海沿岸については、芦北沿岸道路の整備をはじめ、天草地域との関係を深めるため、主要港湾にフェリー接岸施設の整備を進め、フェリーの就航を促すことにより、自動車による観光に対処する。さらに、これらフェリー施設の整備によって、茂木、口ノ津、島原、長崎などのフェリーポートの就航を促し、観光の広域化をはかる。鹿児島地方との交流については、不知火海域周遊コースの形成を目ざして、牛深市と鹿児島県長島とを結ぶ有料橋を建設することについて検討し、その実現をはかる。

(2) 民間資本の活用

海洋レクリエーション施設として、不知火海沿岸および天草沿岸などの適地に、ヨットハーバー、モーターボート、海水浴場、遊覧船、娯楽施設、水族館、教育施設など海洋スポーツ、教育施設を配置をはかるほか、宿泊施設の整備を促す。また、国民生活水準の向上にともない、海浜別荘地の形成を促す。

(3) 国立公園事業の推進
国立公園計画の推進をはかるため、集団施設や単独施設の整備をすすめるほか天草島を縦走する遊歩道の整備をはかり、これらの沿道の整備をはかり、これらの沿道には、展望所、野営場などの施設を配置する。

の建設について検討する。なお、これらの道路を今後高原農業開発の進展とともに整備される農道とも有機的に結びつけて、阿蘇外輪山を一周する周遊ルートの形成をはかる。

また阿蘇五岳の広域観光や、青少年の健全な野外レクリエーション活動に資するため、五岳周遊ルートの開発についても計画を考える。

そして、これらの道路には、それぞれの地域の実態を考慮しながら民間資本の活用をはかって、オートキャンプ施設、休憩施設、案内施設、展望施設など必要の施設の設置を促す。また

(4) 海中公園事業などの推進と自然保護
海中公園施設の建設を促すほか、それぞれのルートにおける沿道美化と、展望、休憩、案内などの必要の施設を設け、観光客の利便をはかる。

(5) 産業観光の活用
宇土半島、芦北地方、天草地方に展開するかんきつ農業、暖地園芸農業や、将来、大きく進展する天草周辺や不知火海域の栽培漁業、養殖漁業など主要な産業を観光と結びつけ、見物客、視察客、あるいは釣りの観光客の増加をはかるため、市町村、関係団体などとともに、その指導けいもつをすすめる。

(6) 水の確保

第4節

森林観光地帯の形成

人吉球磨地域から矢部に至る広大な森